

## 平成28年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年5月19日（金） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真、  
門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 議案第 3号 投票所を定めることについて（参院選）
  - (2) 議案第 4号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）
  - (3) 議案第 5号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う  
日時及び場所を定めることについて（参院選）
  - (4) 議案第 6号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期  
間を定めることについて（参院選）
  - (5) 議案第 7号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便によ  
り発送できる日を定めることについて（参院選）
  - (6) 議案第 8号 開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）
  - (7) 議案第 9号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定  
めることについて（参院選）
  - (8) 議案第10号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について  
（参院選）

午前9時00分開会

木村書記長 おはようございます。それでは、平成28年第2回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。始めに近藤委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 皆さんおはようございます。今日はしばらくぶりに皆さん顔を

合わせることになりました。

只今田植えが真っ盛りで、天気にも恵まれて大変良いなと思っているところでございます。政局の方は熊本地震の関係で静かになっていますが、このまま推移するのかどうか予断を許さない状況です。今日は議案が8件ございますので、よろしくご審議の程お願いしまして挨拶と致します。

それでは、会議の方進めさせていただきます。

近藤委員長　　まず、会議録署名委員の指名ということで、今日は田村委員と加賀谷委員にお願い致します。

近藤委員長　　議案審議に入ります。

議案第3号「投票所を定めることについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記　　はい。議案第3号「投票所を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

内容の説明の前に、今日は参議院議員選挙関連の議案をご審議いただきますが、選挙期日がまだ正式決定されておられません。ただ、現時点の見込では7月10日が濃厚ということで、先日開かれました県選管の会議でもこれを前提に選挙事務の説明がありましたことなどから、議案の方は選挙期日7月10日、公示日6月22日で作成しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、議案の方でございますが、今回の選挙における投票所につきましては、これまでと変わらず、ご覧の21カ所としております。施設の変更はございません。

仮定の話で恐縮ですが、万が一衆参同日選挙となった場合は、各投票所に投票箱を4つ配置しますので、投票所スペースが狭くて投票事務に支障を来すところがないかどうか調査して、場合によっては変更するという事も視野に入れて、今後準備していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

近藤委員長　ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

川田委員　勝平地区の投票所もかなり狭いですよね。投票箱は、必ず4つ置かなければいけないのですか。

清水書記　まとめることもできます。同日選挙になりますと、衆議院が選挙区、比例代表、国民審査の3つ、参議院が選挙区と比例代表がありますので、全部で5つの投票になります。今の計画では、衆議院の比例と国民審査を1つにまとめて原則4つにしたいと考えておりますが、更に参議院も1つにまとめて3つにするという方法もございます。どうしても4つが難しいということであれば、3つにまとめることも検討しなければならないと思っております。

川田委員　有権者の数自体は少ないですが、混雑することも考えられますね。

清水書記　その他に心配しているのが、豊岡公民館です。

田村委員　公民館の他に、農業担い手センターも利用できると思います。

清水書記　そこに変更することも考えております。

田村委員　その方が良いのではないのでしょうか。

清水書記　おそらく集落の真ん中辺りに位置しているので、公民館の方を利用しているのだと思いますが。

近藤委員長　おそらくそうだと思います。真ん中辺りだし、有権者も多いですから、あちらの施設の方が良いとは思いますが。

清水書記　いずれその2カ所は検討が必要と思っております。

近藤委員長　投票箱をまとめると、開票が大変なるということもありますね。

川田委員　わかりました。

近藤委員長　他に何かございませんか。

特に無いようですので、議案第3号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長　ご異議無いようですので、議案第3号は原案どおり決定するこ

とと致します。

近藤委員長　　続きまして、議案第4号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

清水書記　　はい。議案第4号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）」。

公職選挙法第40条第1項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、昨年の県議選と同様、落合投票区と勝平投票区で午後6時、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げし、その他の投票区につきましても、1時間繰り上げを行いまして、午後7時としております。

ご承知のとおり、公職選挙法上は、午前7時から午後8時までが原則で、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻又は閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の参議院選挙につきましては、過去の例からも、近隣市町村の殆どで午後7時までになると思われまますので、基本的にはこれに合わせる方向と致しました。また、繰り上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますので、投票の機会は十分確保できると考えております。

説明は以上でございます。

近藤委員長　　はい。只今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

川田委員　　これで大丈夫だと思います。今日の新聞にも閉鎖時刻について記事が載っていたと思いましたが。

（「期日前の方ですね。」の声有り。）

川田委員　　期日前ですね。

近藤委員長　　何かございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長　それでは、議案第4号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長　ご異議無いようですので、議案第4号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長　議案第5号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」ということで、説明をお願いします。

清水書記　議案第5号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日　時　平成28年6月22日（水）午後5時30分から

場　所　三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

参議院の選挙区選挙におきましては、投票記載所に候補者の氏名と党派を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めることになっておりますので、そのくじを行う日時を、立候補届が行われる公示日の午後5時30分、場所を選管事務室に定めるものでございます。

なお、比例代表の方につきましては、県の選挙管理委員会がくじで定めることになっております。

説明は以上でございます。

近藤委員長　只今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長　特に無いとのことですが、議案第5号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声有り。)

近藤委員長　　それでは、議案第5号は原案どおりということで決定致します。

近藤委員長　　議案第6号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。事務局の説明をお願いします。

清水書記　　はい。議案第6号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び設置期間

(1) 琴丘地域拠点センター

期間 平成28年7月2日から平成28年7月9日まで

(2) 山本総合支所

期間 (1)と同じ

(3) 八竜農村環境改善センター

期間 平成28年6月23日から平成28年7月9日まで

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

平成28年6月23日から平成28年7月9日まで

時間は、午前8時30分から午後8時まで

内容について説明致します。

まず、1の期日前投票でございますが、琴丘地域拠点センターと山本総合支所の2投票所につきましては、開始が選挙期日の8日前の土曜日7月2日から選挙期日前日の土曜日7月9日までの8日間。八竜農村環境改善センターは、公示日の翌日6月23日から選挙期日の前日の土曜日7月9日までの17日間としております。

本庁と両支所で、設置期間が異なる訳ですが、過去の例では、一昨年の衆議院の際にも、琴丘、山本支所を4日間短くして開始

日を遅らせた経緯がございます。

参議院選挙におきましては、選挙期日の17日前に公示されるのが通例でございますが、今回、選挙期日が7月10日となった場合に、17日前の6月23日が沖縄慰霊の日で式典等にも配慮しなければならないということで、1日前の6月22日が公示日となる見込みでございます。そうしますと、期日前投票の期間も1日長くなる訳ですが、期間の前半についてはこれまでの例からも投票は少ないと予想されますし、投票管理者や立会人、事務従事者の負担あるいは投票所の運営経費といったことを総合的に勘案しまして、両支所については9日ほど開始を遅らせる内容で提案させていただいております。

関連資料として、5頁をご覧ください。

これは、先回、平成25年に執行された参議院選挙での期日前投票の状況をまとめたもので、先回は、3カ所とも16日間、毎日午前8時半から午後8時までフルに設置しておりましたが、1の「日別投票状況」をご覧くださいのとおり、前半の1週間は1投票所平均で10人から30人程度の投票というふうでございました。

開始時期を遅らせることで、琴丘、山本地区の選挙人の方々には多少ご不便をお掛けすると思いますが、後半の8日間は地元で投票できますし、早めにとということであれば八竜の改善センターで投票することができますので、投票機会の確保という点では問題ないものと考えております。

次に、2の不在者投票に関しましては、法定の期間、時間で、場所は選管事務室に設置するとしております。

説明は以上でございます。

近藤委員長 只今の説明について、何か聞きたいことやご意見等ございましたら、どうぞお願いします。

清水書記 すみません。1点補足させていただいてよろしいでしょうか。

近藤委員長 はい。

清水書記 先ほど川田委員さんの方から、今朝のさきがけ新報の記事のお

話しございましたけども、それに関連して11頁の方ご覧いただきたいと思います。

議案審議の後で説明したいと思っておりましたが、公職選挙法につきましては、昨年6月の選挙権年齢引き下げの後、現在まで3回改正がございました。このうち、11頁の4(2)の改正法で「期日前投票の投票時間の弾力的な設定」に関する改正が行われ、これまで期日前投票は午前8時半から午後8時までと規定されておりましたが、開始時刻の2時間以内の繰上げ、つまり朝6時半から開始できることになり、また、終了時刻の方は2時間以内の繰下げ、つまり午後10時まで開設可能となっております。

今朝の記事では、さきがけ新報さんが、この法改正に伴って期日前の開設時間を早めたり遅くしたりして延長するかどうかについて、各選管にアンケートを実施しまして、その結果が紹介されておりました。いずれ、早めても遅くまで開いてもその時間帯に投票する人はあまり見込めないであろうということで、25市町村ともそれはやらないという内容だったと思います。

川田委員

いずれ学生さんにしても、土日もありますからね。

清水書記

それから2の時間別投票状況をご覧ください。これは、19時01分から20時まで、期日前投票の最後の1時間の投票者数を16日間それぞれ集計したのですが、数的にはかなり少ない状況で、実際に従事していると、最後の30分、午後7時半以降投票に来る方はあまりおりませんので、これを更に延長してもおそらく投票に来る方は殆どいないのではと思っております。参考までに申し添えます。

近藤委員長

これまでの状況から見ても、妥当なのではないかと思えます。皆さんの方から何かご質問、ご意見等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長

無いようですが、議案第6号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長        それでは、議案第6号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長        次に、議案第7号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。説明をお願いします。

清水書記         はい。議案第7号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）」。

                      公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

                      郵便により発送できる日   平成28年6月20日（月）

                      説明致します。

                      不在者投票につきましては、議案第6号で説明致しましたとおり、公示日の翌日6月23日から投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に不在者投票の請求のあったものにつきましては、公示日前の市町村選管が定める日に投票用紙等の発送を開始することになっておりますので、その発送開始日を県の指示に基づき6月20日（月）に定めるものでございます。

                      以上でございます。

近藤委員長        只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

近藤委員長        今回は期間が長いのでゆっくり手続きできますね。

近藤委員長        何かございませんか。

                      （「ありません。」の声有り。）

近藤委員長        特に無いようですので、議案第7号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

                      （「はい。」の声有り。）

近藤委員長        はい。それでは、議案第7号は原案どおり決定することと致します。

近藤委員長        次に、議案第8号「開票の日時及び場所を定めることについて」。

説明の方をお願いします。

清水書記 はい。議案第8号「開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 平成28年7月10日（日）午後8時開始

場 所 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、全投票所の投票終了から1時間後の午後8時開始。開票場所は、これまで同様、八竜体育館としております。

以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第8号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長 はい。それでは、議案第8号は原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 次に、議案第9号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第9号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 平成28年7月7日（木）午後5時30分

場 所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

参議院議員選挙の開票立会人につきましては、選挙区選挙の方

は候補者が、比例代表選挙の方は名簿届出政党が、当該開票区の選挙人名簿に登録されている者の中から1人を定め選管に届け出すことができます。

開票立会人には、総数で3人以上10人以内という人数制限と、同一政党等2人までとする制限がございます。

そこで、届出のあった者が10人を超えるとき、それから同一政党等に所属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじを行って開票立会人を選任することになるため、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

川田委員 参議院の場合、実際10人を超えることはあるのでしょうか。

清水書記 今まではありません。

近藤委員長 他にございませんか。

近藤委員長 特に無いようですので、議案第9号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第9号は原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 続きまして、議案第10号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について」ということで、説明をお願いします。

清水書記 議案第10号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）」。

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第49条の2第2項により読み替えて準用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり指定する。

期日前投票所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

日本国民で国外に居住する方に対しましては、「在外選挙」という制度によって国政選挙の投票が認められておりますが、その在外選挙人の方が、選挙の時期に日本に帰国していた場合や、帰国後に国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、大使館、領事館等での在外投票ができなくなりますので、その場合は、国内で期日前投票ができる仕組みが法律上ございます。

在外選挙の期日前投票所は、選挙のたびに指定することになっておりますので、これを選管事務室に定めるものでございます。

なお、今現在、本町の在外選挙人名簿には1名登録となっております。

以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(「特にございません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第10号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第10号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 本日の議案審議は、以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

清水書記 はい。10頁と11頁の方で、公職選挙法改正の動向につきまして、情報提供ということで説明をさせていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

近藤委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時51分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_